

佐賀県告示第 84 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成 25 年 3 月 15 日

佐賀県知事 古 川 康

所在地	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の区域並びに土砂災害特別警戒区域にあっては自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
武雄市 武内町 大字真 手野	下多々良 4 (206 -030) 柿田代 (206 -032) 亀ノ甲-1 (206 -038_1) 亀ノ甲-2 (206 -038_2) 梅ノ原 2 (206 -043) 馬渡 3-1 (206 -078_1) 馬渡 3-2 (206 -078_2) 馬渡 2 (206 -079) 馬渡 4 (206 -080) 馬渡 5-1 (206 -081_1) 馬渡 5-2 (206 -081_2) 馬渡 6 (206 -082) 馬渡 7 (206 -083) 松尾 2 (206 -085) 西ノ角 2 (206 -086) 西ノ角 (206 -087) 黒牟田 2 (206 -092) 黒牟田 3 (206 -093) 黒牟田 1-1 (206 -094_1) 黒牟田 1-2 (206 -094_2) 下多々良 1 (206 -117)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

下多々良 2 (206 -118)	
下多々良 8 (206 -119)	
下多々良 9 (206 -120)	
下多々良 10 (206 -121)	
下多々良 6 (206 -122)	
下多々良 5 (206 -123)	
下多々良 7 (206 -124)	
下多々良 3 (206 -125)	
上多々良 3 - 1 (206 -126_1)	
上多々良 3 - 2 (206 -126_2)	
上多々良 1 (206 -127)	
上多々良 2 (206 -128)	
切殿古場 (206 -129)	
切殿古場 2 (206 -130)	
柿田代 3 (206 -131)	
柿田代 2 (206 -132)	
山仁田 2 - 1 (206 -133_1)	
山仁田 2 - 2 (206 -133_2)	
亀ノ甲 4 (206 -134)	
亀ノ甲 3 (206 -135)	
亀ノ甲 2 (206 -136)	
梅ノ原 5 - 1 (206 -138_1)	
梅ノ原 5 - 2 (206 -138_2)	
亀ノ甲 6 (206B -002)	
亀ノ甲 7 (206B -003)	
黒牟田川 2 (206 -128)	土石流
多々良川 3 (206 -143)	
多々良川 2 (206 -144)	
黒牟田川 1 (206 -045)	
黒牟田川 3 (206 -046)	
多々良川 4 - 1 (206 -066_1)	
多々良川 4 - 2 (206 -066_2)	
多々良川 1 (206 -067)	

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土づくり本部河川砂防課及び武雄土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)